

議案第 12 号

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例

野田市自転車等放置防止に関する条例（昭和 63 年野田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消費者モニター制度の廃止に伴い、野田市自転車等駐車対策協議会の委員の構成に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市自転車等放置防止に関する条例 (昭和63年野田市条例第19号)

改 正 案	現 行
(委員) 第 14 条 委員は、次の各号に掲げる者のうち から市長が委嘱する。 (1)～(6) (略) (削る。) <u>(7)～(11)</u> (略) 2・3 (略)	(委員) 第 14 条 委員は、次の各号に掲げる者のうち から市長が委嘱する。 (1)～(6) (略) <u>(7) 消費者モニターを代表する者</u> <u>(8)～(12)</u> (略) 2・3 (略)